

番号	質疑	回答	公開日
A2-3	省エネ適判を要する物件について、適判機関と同一の機関へBELSに係る評価申請があった場合は、省エネ適判通知書等を用いることにより、申請図書等を省略することは可能ですか。	貴見のとおりです。 具体的には、BELS申請に要する書類と重複するものについて、以下①～③のいずれかの書類にて省略を可能とします。また、法第13条に規定する国等の機関の長が行う特定建築行為についても、①②と同等となる「計画通知書」及び「適合判定通知書」を用いることが考えられます。 ①施行規則様式第1「計画書」(写し)及び、同規則様式第7「適合判定通知書」(写し) ②同規則様式第2「変更計画書」(写し)及び、同規則様式第7「適合判定通知書」(写し) ③「軽微変更該当証明申請書」(写し)及び、「軽微変更該当証明書」(写し) (別紙1 図書省略のイメージを参考としてください。)	2017/4/1

## A3. 建築物の申請の範囲












A3-1	BELSでは、建築物の部分で評価することが可能と聞いていますが、一つの建築物(確認申請書第四面の建築物)で「建築物の全体」と「建築物の店舗部分」の両方の評価を受けることは可能ですか。	評価可能です。BELSでは、建築物全体や店舗等の部分での申請が可能となります(一戸建て住宅及び住戸の任意の部分評価は除く。)。この場合は、申請の範囲により複数の評価書が交付されます。なお、ZEBマーク、ZEHマーク、ZEH-Mマークの表示を希望される場合は、評価対象単位がこととなります。詳しくは、BELS評価業務方法書をご参照ください。	2016/8/18 (改)2024/4/1 (改)2025/4/1
A3-2	複合建築物の申請先機関の注意点はありますか。	複合建築物全体の評価を受ける場合は住宅・非住宅の両方を業務範囲としているBELS登録機関に申請して下さい。複合建築物の住宅部分の評価を受ける場合は、住宅のみを業務範囲としているBELS登録機関でも可能です。なお、評価協会のホームページで各BELS登録機関の業務範囲の確認が可能です。	2016/8/18 (改)2018/7/9 (改)2024/4/1 (改)2026/4/1
A3-3	複数の棟を、一つの評価対象とし申請することは可能ですか。	BELSにおける建築物は建築物省エネ法第12条に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定と同一の扱いとなるため、複数の棟が建築基準法における一の建築物に該当する場合は可能です。	2018/7/9

## B. 評価内容について

## B1. 全般

B1-1	建材・設備等の性能値の確認について。	建築物省エネ法第12条に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査方法と同一となります。具体的には、設計図書において一次エネルギー消費量算定プログラムの入力に必要な性能値、JIS規格等の明示が必要となります。	2016/8/18 (改)2017/4/1
B1-2	既存建築物において、実績値での評価は可能ですか。	実績値での評価は出来ません。ただし、BELS評価書の参考情報欄に記載することは可能です。	2016/8/18
B1-3	BELSにおいて、太陽光発電設備がなくコージェネレーション設備のみ設置がある場合、ZEH・ZEBマークの表示は可能ですか。	ZEHマークの場合は、ZEH Orientedのみ可能です。 ZEH Oriented以外の定量的な定義(判断基準)に再生可能エネルギーを導入(容量不問)とあり、コージェネレーション設備によるエネルギーは再生可能エネルギーには該当しません。 ・再生可能エネルギー : 太陽光発電システムによるエネルギー ・再生可能エネルギー等: 太陽光発電システムとコージェネレーションシステムの逆潮流によるエネルギー  ZEBマークの場合は、ZEB Ready 及び ZEB Oriented が可となります。 再生可能エネルギーの用語の扱いについては、ZEHと同様となります。	2021/8/27 (改)2024/4/1

(別紙1) Q&A A2-4 図書省略のイメージ

	a. BELSに係る評価 申請書	b. 設計内容（現況）説 明書	c. 申請添付図書 ※	d. 一次エネルギー消費 量および外皮計算書	e. その他必要な書類	f. 掲載承諾書
通常			図書（例） ・付近見取図 ・配置図 ・仕様書 ・各階平面図 ・床面積求積図 ・立面図 ・断面図 ・各部詳細図 ・機器表 ・設備仕様書 ・設備平面図 ・制御図 等 	計算書（例） ・一次エネルギー計算 書及び様式出力一式 	（例） ・ZEB計算書 ・外皮計算根拠資料 （図面等） ・改修前のBEIに関す る書類（計算書・図面 等）	
適合判定通知 書による※2		①「計画書」（施行規則様式第一）写し ②「適合判定通知書」（同規則様式第七）写し  				
		③「変更計画書」（同規則様式第二）写し ④「適合判定通知書」（同規則様式第七）写し  				
軽微変更該当 証明書による ※2 【ル-TC】		⑤「軽微変更該当証明申請書」写し ⑥「軽微変更該当証明書」写し  				
<b>【参考】</b> ※1 図書省略については、計画が確定した段階、すなわち、建築基準法の完了検査申請時、または、完了検査後に、BELSの申請を行うことが最も効率的と想定しています。 ※2 当初のWEB計算プログラムVerがBELS評価時に非公開となっていた場合には、再度、公開されているWEB計算プログラムによる計算書が必要になります。						

※省エネ適判を当機関で行った際のBELSの図書省略について、「C.の申請添付図書」の内でマーキングされた図書の添付をお願いしています。ほかは上記の通り計算書などは添付不要となります。

※国立研究開発法人 建築研究所の「建築物エネルギー消費性能の集計結果」の添付をお願いします。（※共同住宅等の場合）

**【併願申請時の注意】**

- ①当機関の定める方法により併願申請対象業務の申請が申告されている。（整理表に記載）
- ②本業務の申請内容が同じ申請範囲・計算内容であり、併願申請対象業務と重複する図書を省略するものである。